

平成二十六年政令第七十八号

国家戦略特別区域を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 北海道の区域
- 二 宮城県及び熊本県の区域
- 三 宮城県仙台市の区域
- 四 秋田県仙北市の区域
- 五 福島県及び長崎県の区域
- 六 茨城県つくば市の区域
- 七 千葉県千葉市及び成田市、東京都並びに神奈川県新潟市の区域
- 八 新潟県新潟市の区域
- 九 石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県加賀郡吉備中央町の区域
- 十 愛知県の区域
- 十一 京都府、大阪府及び兵庫県の区域
- 十二 大阪府大阪市の区域
- 十三 兵庫県養父市の区域
- 十四 広島県及び愛媛県今治市の区域
- 十五 福岡県北九州市及び福岡市の区域
- 十六 沖縄県の区域

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年八月二十八日政令第三〇四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年一月二十九日政令第二九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年四月十五日政令第一七五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年六月二十六日政令第二二四号）

この政令は、公布の日から施行する。